

令和元年五月十三日提出
質問第一六六号

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用に関する質問主意書

提出者 尾辻かな子



在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用に関する質問主意書

一 平成三十一年一月七日付保国発〇一〇七第一号において、厚生労働省保険局国民健康保険課長が、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長宛てに発出した通知によれば、「市町村は、国民健康保険資格取得から一年以内である外国人被保険者にかかる療養について、以下に掲げる場合、当該外国人被保険者について以下の情報等の聞き取りを行う、又は資料等から確認する。」とあるが、出入国管理及び難民認定法第二十三条第三項に規定する職務の執行にあたり、外国人に対し旅券、在留カード等の提示を求めるものができる職員として、出入国管理及び難民認定法施行規則第二十六条に、「四 住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員」と定めている。国民健康保険を所管する市町村の職員が、旅券や在留カード等の提示を求めることができる法令上の根拠は何か。

二 同通知には、調査の「対象となる場合」として五項目（①国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行つた場合 ②高額療養費の支給申請を行つた場合 ③海外療養費の支給申請を行つた場合 ④出産育児一時金の支給申請を行つた場合 ⑤その他医療を受ける目的で在留している（在留資格の本来活動を行つ

ていない）ことが特に疑われる場合）が挙げられているが、日本国民で資格取得から一年以内の被保険者はその対象としない理由、および在留外国人のみを対象とする理由を明らかにされたい。

三 同通知に基づき、市町村が当該市町村所管の地方入国管理局に在留資格の本来活動を行っていない可能性がある旨を提出資料や面接記録等の関係資料とともに連絡票で通知する、とした場合、真正な在留資格を持つ外国人が、「手続きをすると在留資格を喪失する恐れがある」と誤解し、国民健康保険限度額適用認定証の交付申請、高額療養費の支給申請、海外療養費の支給申請、出産育児一時金の支給申請、さらには被保険者資格取得や診療そのものを手控えることが危惧される。このような事態を防ぐための具体的な手立ては講じられるのか。

右質問する。